

### 困ったら一人で悩まずお気軽に行政相談を!

「行政相談制度」は、行政の仕事に関する苦情や要望等をお受けして、その解決を促進するとともに、皆様の声を行政に役立てるものです。

総務省では、このことを広く国民の皆様にご利用していただくため、今年度より9月から10月を「行政相談月間」と定め行政相談所の開設や行政相談制度についての周知活動を行います。

町では行政相談月間に合わせて右記の日程で相談所を開設します。

たとえば・・・

- ・手続きやサービスなどの制度や仕組みがわからない。
- ・説明や取扱いに納得できない。
- ・どこへ相談したらよいかわからない。
- ・直接は苦情を申し出にくい。

など、ご相談がありましたら、お気軽にご利用ください。

相談は無料・秘密厳守です。

#### ～行政相談月間～ (9月1日～10月31日)

#### 行政相談所開設

**日時** 令和6年10月1日(火)  
14時～17時

**場所** 八重瀬町役場  
2階 会議室③

#### 行政相談委員とは?

行政相談委員法に基づき、行政運営の改善等に熱意を有する方に対して、総務大臣が委嘱するものです。

#### 八重瀬町の行政相談委員



くぼた のぶひろ  
久保田 信弘(字新城)



ともよせ たかやす  
友寄 隆安(字世名城)

毎月の定例行政相談もお気軽にご利用ください。

#### 【八重瀬町 定例行政相談 14:00～16:00】

- 毎月第2火曜日 八重瀬町社会福祉会館 2F
- 毎月第4火曜日 八重瀬町役場 2F

※祝日の場合は休み ☎ 総務課 ☎998-2200

#### 【沖縄行政評価事務所 きくみみ沖縄】

●行政苦情110番 098-867-1100 (受付時間:平日8:30～17:15 時間外は留守電対応)

### 相談窓口一覧 ～もし、悩みを抱えていたら、相談しませんか?～

※祝日はお休みです。  
市外局番は098です。

#### まずはご相談ください 「ひきこもり」相談窓口

長期間、社会とのつながりがなく悩んでいませんか? ひきこもりでお困りの本人や家族からの相談に応じています。

月曜日～金曜日  
[9:00～12:00、13:00～17:00]  
☎ 社会福祉課 ☎998-9598

～「ひきこもり相談会」～  
9月11日(水) 14:00～16:00  
10月 9日(水) 14:00～16:00

#### 八重瀬町 定例行政相談

- ①毎月第2火曜日:  
町社会福祉会館 2階
- ②毎月第4火曜日:  
町役場 2階

受付時間 14:00～16:00  
☎ 総務課 ☎998-2200

#### 子育て世代 包括支援 センター

月曜日～金曜日  
[9:00～17:00]

☎ 保健センター ☎998-1149  
☎ 支援センター ☎840-7870

#### 弁護士による 無料の法律相談(1人30分)

相続や離婚、損害賠償などの問題を弁護士に無料で相談できます。  
※事前予約が必要です。

第2・第4水曜日 14:00～16:00  
☎ 八重瀬町社会福祉協議会 ☎998-8411

#### 住民税など 町税に関する 相談

月曜日～金曜日  
[8:30～17:15]

☎ 税務課 ☎998-9593

#### 介護や認知症予防など 高齢者に 関する相談

月曜日～金曜日  
[9:00～12:00、  
13:00～17:00]

☎ 地域包括支援センター ☎998-9598  
(役場1階)

### 年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

**受け取りには請求書の提出が必要です。**新たに年金生活者支援給付金の受給該当者には、日本年金機構から9月初旬頃に、請求可能な旨のお知らせを送付します。

同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に記入し提出してください。令和7年1月6日までに請求手続きが完了しますと、令和6年10月分からさかのぼって受け取ることができます。

#### ◆対象となる方

- 高齢基礎年金を受給している方  
以下の要件をすべて満たしている必要があります  
・65歳以上である  
・世帯員全員が市町村民税が非課税となっている  
・年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である
- 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方  
以下の要件を満たしている必要があります  
・前年の所得額が約472万円以下である

『給付金専用ダイヤル』:0570-05-4092(ナビダイヤル)

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。



年金給付金 検索



### 毎年9月10日から16日までは自殺予防週間です!

自殺対策基本法では、9月10日の世界自殺予防デーにちなんで、毎年9月10日～16日までを「自殺予防週間」と位置づけています。

自殺は、さまざまな要因が複雑に絡みあい、起きていると言われてしています。

最近、このような症状はないですか?

- ・眠れない
  - ・怒りやすくなった
  - ・口数が減った
  - ・食欲がない
  - ・不安に感じる
  - ・ひきこもりがち
- 知らせてほしい、心のSOS。  
心がもやもやしたり、ざわついたら、  
ひとりで悩まず伝えてほしい。

①相談窓口 ②相談方法	連絡先・相談時間	備考
①八重瀬町こころの相談窓口 (八重瀬町社会福祉協議会内) ②電話・来所相談	098-998-8411 毎週木曜日 10時～15時 (12時～13時休憩) 祝祭日はお休み	・こころや体の悩み ・生活に関する悩み ・小中高生からの悩み
①沖縄いのちの電話 ②電話相談	098-888-4343 10時～23時	日本いのちの電話連盟
①NPO法人 あなたのいばしょ ②チャット	24時間対応	年齢や性別を問わず、誰でも無料、匿名で利用できるチャット相談窓口です。
①チャイルドライン ②電話相談・チャット	0120-99-7777 ごぞ4時～ごぞ9時 対応時間の詳細は ホームページかかへん HPをご確認ください	18歳までの子どもがかけられる電話です。 チャットでの相談も受け付けています。
①自死遺族「分かち合い」の会 ②集いの場	098-888-1443 毎月第3土曜日 14時～16時	沖縄県立総合精神保健福祉センター 自死によって家族を亡くした方の集い

→ほかの相談先もあります。

まもろうよこころ 検索



ゲートキーパーをご存じですか?

「ゲートキーパー」とは、「変化に気づく」「じっくりと耳を傾ける」「支援先につなげる」「温かく見守る」人のことで、「命の門番」と言われています。

《 お問い合わせ | 社会福祉課 | 098-998-9598 》